第４　募集株式の発行
１　募集株式を引き受ける者の募集
以下のとおり募集株式を発行する。
⑴　募集株式の数　10株
⑵　募集株式１株当たりの払込金額
100円
⑶　払込期間
更生計画認可決定日から１か月を経過する日までの間とする。ただし、合理的な理由がある場合には、裁判所の許可を得て払込期間を延長することができる。
⑷　増加する資本金の額　1,000円
２　募集株式の割当て
募集株式は、裁判所の許可を得て管財人が指定する者に割り当てる。
第５　配当の制限
更生手続中は、株主に対する剰余金の配当を行わない。
第３節　定款の変更
更生会社の変更後の定款は、【別表18定款】のとおりとする。
管財人は、裁判所の許可を得て、更生会社の定款をさらに変更することができる。
第４節　役員の選任等
更生計画認可決定日現在の更生会社の取締役、監査役および会計監査人は、更生計画認可決定日をもってすべて退任し、新しい取締役および監査役は、管財人が裁判所の許可を得て選任する。
任期内に役員の変更、補充もしくは増員の必要が生じたとき、または役員の任期が満了したときは、管財人が裁判所の許可を得て選任する。
第５節　会社の解散および清算
第１　会社の解散
更生会社は、更生計画認可決定後、管財人が裁判所の許可を得て決定する日に解散する。
第２　清算人の選任等
更生会社の清算人は、管財人が裁判所の許可を得て選任する。管財人は、清算人の変更、補充または増員の必要が生じたとき、裁判所の許可を得てこれを行う。
第３　清算業務
管財人は、更生計画に基づいて、会社の財産の管理、処分、租税等の請求権の納付、更生債権者等に対する弁済、その他更生計画の遂行および会社の清算に必要な業務を行う。
第９章　その他の必要的記載事項等
第１　争いの落着しない権利に関する措置
更生会社における争いの落着しない権利については、更生手続終結までは、管財人において訴訟、和解または調停等を遂行する。和解または調停の受諾を必要とするに至ったときは、裁判所の許可（包括許可を含む）を得て行う。
第２　その他必要的記載事項
法167条１項６号および７号に該当する事項はない。
別表１から18まで　省略
東京地方裁判所民事第８部

小規模個人再生による再生手続開始

平成２３年（再イ）第９８号
仙台市泉区歩坂町52番２号
再生債務者　村井　頼子
１　決定年月日時　平成23年11月２日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成23年11月30日まで
４　一般異議申述期間　平成23年12月14日から平成23年12月28日まで
仙台地方裁判所第４民事部

平成２３年（再イ）第３５号
茨城県古河市静町７番３号
再生債務者　戸田富晴こと　張　富晴
１　決定年月日時　平成23年11月２日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成23年11月30日まで
４　一般異議申述期間　平成23年12月14日から平成24年１月４日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２３年（再イ）第８７９号
東京都江東区東陽７－２－６―302
再生債務者　田中　真吾
１　決定年月日時　平成23年11月２日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成23年11月30日まで
４　一般異議申述期間　平成23年12月14日から平成24年１月４日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（再イ）第８８０号
東京都江東区東陽７－２－６―302
再生債務者　田中みどり
１　決定年月日時　平成23年11月２日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成23年11月30日まで
４　一般異議申述期間　平成23年12月14日から平成24年１月４日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（再イ）第１１７４号
東京都多摩市諏訪２－１－２―302
再生債務者　中村由利子
１　決定年月日時　平成23年11月２日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成23年11月30日まで
４　一般異議申述期間　平成23年12月14日から平成24年１月４日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（再イ）第１１７７号
東京都江戸川区松島３―17―13―302
再生債務者　生属　次男
１　決定年月日時　平成23年11月２日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成23年11月30日まで
４　一般異議申述期間　平成23年12月14日から平成24年１月４日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（再イ）第１２１２号
埼玉県志木市館２－１－３―402
再生債務者　幅上　憲和
１　決定年月日時　平成23年11月２日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成23年11月30日まで
４　一般異議申述期間　平成23年12月14日から平成24年１月４日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（再イ）第１２１８号
東京都足立区舎人６－１－２　２階
再生債務者　山本　錠
１　決定年月日時　平成23年11月２日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成23年11月30日まで
４　一般異議申述期間　平成23年12月14日から平成24年１月４日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（再イ）第１２３３号
東京都世田谷区成城９―27―４―102
再生債務者　飯田　友美
１　決定年月日時　平成23年11月２日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成23年11月30日まで
４　一般異議申述期間　平成23年12月14日から平成24年１月４日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（再イ）第１２６５号
東京都練馬区西大泉５―32―12―Ａ304
再生債務者　那須　雅文
１　決定年月日時　平成23年11月２日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成23年11月30日まで
４　一般異議申述期間　平成23年12月14日から平成24年１月４日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（再イ）第８３号
大津市大江３丁目３番４号
再生債務者　澤田季之子
１　決定年月日時　平成23年11月２日午前10時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成23年11月30日まで
４　一般異議申述期間　平成23年12月14日から平成23年12月21日まで
大津地方裁判所民事部再生係

平成２３年（再イ）第７２１号
大阪府枚方市牧野阪３丁目17番18―207号
再生債務者　松本　勲
１　決定年月日時　平成23年11月２日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成23年11月30日まで
４　一般異議申述期間　平成23年12月５日から平成23年12月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部